

川房婦人会 ふれあい懇談会会議録 (第1回)

開催日 平成 27 年 7 月 13 日

14 時 30 分から

開催地 牛越仮設第3集会場

参加者 行政区 17 名

【質疑】

質問 1 : 山形に避難しているが、浪江町では支援員として3名雇っていて、浪江町から避難している方を訪問して孤独感を解消する形で悩みを聞いている。賠償の件だが、山形に避難している方は殆ど自宅を購入している。しかし、浪江町や双葉郡の行政では、それでも支援している。その辺の格差を感じる。

先ほど、部分的な解除はしないという話がでたが、線量を見ると分かると思うが、そこに365日いるとどれくらいの線量になるか。それでも国からの方針に従ってやっているのか。行政として他のところと区別はできないから解除するのか。線量を低減させると言っているが、何か方法はあるのか。ただ、放っておいて下がるのを待つ形なのかと感ずるがどうか。

回答 1 : 避難者が多いところについては、山形も含め一時期職員を120人避難所対策として出していました。米沢市や山形市など、南相馬市が引き上げる時にも福島市からの避難者が多かったので、福島市の避難者も南相馬市の職員が対応していたのが現実です。山形の避難者からも南相馬市の職員を引き上げないでくださいと言われたのも事実ですが、鹿島区から原町区、小高区と全て対応する中で、職員が減ってきたのも事実です。我々としては、徐々に戻ってきた態勢と避難している方の両方を対応するためには、そういう対応を取らざるを得なかったのが正直な話です。線量の低減化の話ですが、フォローアップも含めて高いところについては環境省に対しても低減を求めています。森林については、川房行政区だけではなくて原町区や鹿島区でも森林の線量の高いところが一番心配されます。残念ながら国は20メートルよりも遠いところについては今のところ除染はやらない方針ですが、我々は今も除染を求めています。365日そこにも大丈夫なのかの話については、リスクの話と思いますが放射線健康対策委員会の中で、先生方にだいぶ議論していただき現場にも足を運んでいただきました。ホットスポットと言われる特定避難勧奨地点の皆さんとも話を続けています。1ミリが安全なのか、20

ミリが危ない、100ミリは絶対危ないという議論は、まだまだ国の定説ありません。今現在で、100%安全であるとか、100%危険だと言う学者はいないと思いますので、子ども達の健康診断を年2回義務付けたり、ベビースキャンやガラスバッジ、線量計の配布をしています。これは、目に見える形でデータをとっていかなければ、皆さんも安心できませんので、積極的に対応してまいります。

質問2： 医療関係だが、小高病院が週3から4回診療する中で、小高住民が帰還した場合、具合が悪くなった時に病院ですぐかけあってくれるのか。腹痛で夜病院に行った時も先生に舌打ちされる状況で、小高に戻って救急車が来ても、そんな体制の中で家に戻ったら治る病気も治らないのではないか。自分も親を連れて帰っていいのかどうか、考えることがいっぱいある。

除染についても、川房で早々と同意したが、まだ除染していない。当初は、環境省が線量が高いからということであったが、今度聞いてみたら、解体の部分があるから除染ができないと話が変わる。すごく不安な地区に早々帰されるのはどうなのか。

回答2： 病院の対応の悪さについては、市民からも言われます。その背景には、先生方が忙しいことや看護師が足りないことが事実あります。それを言い訳にはできないと思っていることもご理解ください。

解体申し込みをしている方については、解体してから除染をすることになっています。環境省から、生活圏除染は28年3月まで終わると言われています。終わることが前提で解除の話が進んでいます。

質問3： インフラ・生活関連サービスの予定を見ると、ほとんど再開予定とあるが、今7月半ばで来年春に放射線量も含めて、本当に解除を考えているのか。

回答3： 今まで国と約束してきたものについては、ここの時期まで完了させることを目標にやってきました。国に約束を守ってもらうことが前提です。

質問4： 精神的損害賠償は、解除してからも1年延長して2年分受けられる話になっているが、精神的損害賠償が1年延びたということは、財物は全損扱いにはならないのか。

回答4： 放射線量と解除の問題と賠償の問題をリンクさせたのは、浪江、富岡からです。24年に警戒区域から区域の見直しに応じた時は、その話は一切ありませんでした。避難指示解除準備区域が6分の2であるとか、居

住制限区域が6分の3などと言っていますが、国が除染も終わらない段階で、そのようなことが言えるわけないと言ってきました。それで、国が除染終了時期を28年3月までやりますということを受けて、我々も目標を設定しました。20キロ圏を設定したのは国であり、解除を早くする努力をしたところが損をして、遅くしたところが得をするような差別化をしたのでは、住民間の軋轢になりますし、それはおかしいので一律にきなさいと、ずっと言い続けてきました。財物や賠償問題をもって、解除の時期を云々するのは違うと言ってきました。放射能の話もありましたが、解除というものは帰らなさいということではありません。今まで、自由に寝泊まりできなかつたところをできるために制限を解くものです。制限は解きますが、帰還もできる人とできない人がいますので、できない人までに戻ってくださいということは酷な話です。戻れる状況で戻った時に問題になってくるのが賠償です。ここは、国が対応していただかないと我々も納得できないということが、今までの私のスタンスです。

質問5： 家は除染が終わってなくて、地上1センチで44マイクロシーベルトあります。山の話もあったが、土手なんかもあるのではないかと思います。私は条件が整えば戻りたいが、主人も子ども達も父も戻らないと言う。今中教授の話を聞くと、川房は戻れる場所ではないと言っていた。しかし、最終的に判断するのは自分達と言われる。家族の中でも意見が分かれていますし、教授の話もあるが、広報紙に載っている教授の方は大丈夫とある。誰の話を信じればいいのか分からない。主人は戻らないのではなく、戻れないと思っている。

回答5： 分かり易く象徴的な話で、何を信じていいか分からないと言ってきましたが、どうしてあの人は癌になったのだらうという理由が100%定かに分からないように、色んな科学者が色んな研究をして意見を言っています。例えば、この健康食品はすごく長生きができると言っても、それを信じられるかどうかは、信じる側の方ですので、世の中にひとつの答えがないのがこの放射線の悩ましいところです。市でも勉強会で一緒に考えられるような案内ができれば良いと思っています。

区役所長や職員にこういうことで困っているとだけ言っていると、我々の方で直接環境省に言います。担当者も変わるの、権限のある責任者に言いますので、ぜひ遠慮なく申し出てください。

質問6： 家の除染は終了しているが、線量は高い。除染前、最高にあったのが85マイクロシーベルト、除染後、最高の場所が12.4マイクロシーベルトで、最低の場所が0.9マイクロシーベルトある。生活圏内に山林

があるので、セシウム134・137がどっさりある。先ほど、ガラスバッジの話もあったが、解除して川房に住んでガラスバッジの線量が高かったらどうするのか。今までの環境省を見ると除染もすぐできないと思うが、その場合、帰りました、ガラスバッジの値が高い、また避難してくださいとなるのか。

解除されれば、アパートの借り上げなどなくなってしまうのではないかと。1年後や2年後に出るにしても、補償もない中でやっていけないのではないかと。借り上げではなく、住み替えて東電賠償してもらっているのか。それはどうなるのか。

回答6： ガラスバッジは、このような生活をしたらよろしいのではないですかという指導の目安となります。周りが高ければ、更なる除染が必要となります。10マイクロシーベルトあって、帰ってくださいという話ではありません。国が避難指示基準と出している3.8マイクロシーベルト以上高いところに帰ってくださいなどと無責任なことは言えません。避難指示区域内で、解除したからといって仮設や借り上げ住宅に入っている人が、即出なければならないということはありません。今出ているのは、避難指示がない地域で自主避難している方が平成30年3月に打ち切りの対象になっています。避難指示区域が仮に解除された後の期限は示されていません。東電賠償で借りている家の賠償するしないについては、こちらから話を申し入れてまいります。

質問7： 震災から1年経った時に立ち入り可能になったが、その時に市民から賛否両論あったと思うが、どちらの意見が多かったか。
反対が多くても立ち入り許可に踏み切ったのはなぜか。

回答7： 反対が多かったです。割合は分かりませんが、4月16日解除前に6日、7日、8日と説明会を開き1箇所でも600人くらいの方が来ました。声を出した人は全て反対でした。
しかし、そうしないと作業員も入れない復旧工事もできない状況では、工場を再開することもできませんでした。そういう状況でいいのかという感覚でしたので、叱られながらも解除に応じました。

質問8： 深井戸について、平成30年までに戻らないとやってもらえないと聞いたが、どうなのか。
川房地区は、前に給水の計画があったと思うが、今はどうなったのか。

回答8： 平成30年までに戻る人、戻る意思がある人が対象です。いつまでに戻りなさいと強制するものではなく、戻らなかったら返還というものでも

ありません。

給水計画は、震災前にありました。小高区全体で計画を作りましたが、震災でバラバラになり全く戻らない地域や津波で無理な地域もありますので、見直しせざるを得ません。

質問 9 : 解除になり、川房地区は、戻るとしても 1 から 2 世代で、3 から 4 世代は戻れない状況になってくると思うがどうか。
原町の小学校で、正常な学区に戻ってきている子ども達の割合はどのくらいか。

回答 9 : アンケートをとると、戻りたい人は高齢になるほど多いです。不幸にしてこのようになってしまいましたが、一時期は南相馬市全体がそうでした。共通しているのは、除染が進むこと、放射線に対する不安が払拭することです。

小学校は、予定数の 68 パーセントくらいです。中学校は、全体で 73 から 74 パーセントで、全体的に 70 パーセント程度です。昨年からは 4 パーセントくらい上がりました。当初は、小中学校合わせて 30 パーセントくらいの状況でしたので、倍以上になってきています。今、小高区の保護者の皆さんと教育委員会を中心に話し合いをさせていただいていますが、仮に予定どおり 28 年 4 月に解除した時学校開校はいつ頃がいいですかと質問した時に、すぐには無理でしょうというのが大半です。いつ頃がいいのか聞くと、生活インフラが整っていることを確認したうえで概ね半年以降と出されています。保育園児たちについては、もっと後にしてもらわなければ困ると言われています。

質問 10 : 川房の仮置き場について搬出が始まったと新聞で確認したが、現在の搬出状況と終了の時期の見込みについて教えてほしい。
インフラの説明の中で、小高病院の診療の回数が週 4 回とあったが、それ以外の日に連絡のつく人は、病院に在中しているのか。

回答 10 : 仮置き場の搬出については、国に代わって話はできませんが、国が一番悩んでいる問題です。中間貯蔵施設に運び込むのは、3 年から 5 年後と我々に言ってきましたが、中間貯蔵施設の双葉町、大熊町で地権者から了解を得られたところは 3 件しかありません。この作業にどのくらいかかるのか、環境省も全く見通しがたっていません。そういう状況からすると、3 年間で運び込めません。南相馬市で一番早く仮置き場を作った片倉地区は、既に 3 年間経過しましたが、運び込めないので仮置き場の期間を更新していただきました。これは、いつになったら解決できるのか環境省に言ってます。しかし、答えは帰ってきませんので、正直今の

段階では、お答えできません。

医療機関については、通常週5日間ですが、今月から4日間まで診療できる体制になりました。来年に向けては、5日間できるようにします。そのために、小高の民間のお医者さんも協力してくださる方たちがいます。患者さんが少なくなりましたので、先生方に対しても応援しなければならないと思っています。そうことも含めて、小高区の皆さんに5日体制や休診期間の救急連絡体制は、確実に解除前には提供できるようにします。

質問 1 1 : 川房行政区の方で、2年前ふれあい懇談会を催しました。その時に、市長からいただいた我々住民に対する説明の中で、川房の居住制限区域は避難指示解除準備区域にすると説明を受けた。我々は居住制限区域が、準備区域になると思い安心して解除のことなど考えていない状況だったが、その辺は我々にどのように説明するのか。

回答 1 1 : 避難指示解除準備区域や居住制限区域、帰還困難区域と国が分けたのは、当時の線量で年間追加被曝線量20ミリ以下、50ミリ以下、50ミリ以上になるとの予想線量の中で区域設定しました。現実的に、年間50ミリを超えるところは、面的に存在しないと思っています。居住制限区域である状況には既になく、概ね20ミリ以下だと我々は判断しています。この除染が完了する来年3月段階では、ほぼ全域がそうなると思っています。

質問 1 2 : 環境省からきたデータや川房行政区でも放射線量も凶ったが、11マイクロシーベルトのところも結構ある。今の数値を見る段階では、我々のところは居住制限区域ではないかもしれないが、準備区域に該当すると思うがどうか。

回答 1 2 : それは、居住制限区域になるのではないかということですか。国は、準備区域にしてから解除する考えです。我々としては、今聞いた線量について若干高いと思っていますが、全体的に準備区域の線量であれば、解除につながります。

質問 1 3 : 準備区域でも解除になるのか。

回答 1 3 : 国が準備区域と設定したのは20ミリ以下で設定してきたので、我々としては、その除染を終了した結果として概ね解除の目標線量には達するだろうと思っています。

質問 1 4 : 賠償と除染解除は必ずリンクしている。解除になれば、賠償は打ち切られることについては、どう考えるか。

回答 1 4 : 国に言い続けてきたのは、5次提言に書いてある精神的損害賠償の部分です。財物も言い続けてきましたが、まだ提言に書き入れてありません。今の段階で約束できませんが、そこまでやらないと賠償とリンクしたとなりかねませんので、戦い続けるしかありません。
なぜ、このように言うか、それは6分の6を貰っている方もいます。ADRに上げて、1件や2件ではありません。それは、どのような基準で出しているのかというと、申立人が小高には戻れないので全額賠償してくださいと出しています。これでは、戻らないと言ったら全額補償され、戻りたいという人は補償されないことになりおかしい話です。
補償に対しても、自分でやれる人、やれない人がいます。やれない人が損をして、やれる人が得をするのはあり得ない話です。行政としては、皆同じ形でやらないといけません。

質問 1 5 : 川房の要望書を3月に出した時も、我々の考えとしては年間1ミリシーベルト以下で、なるべくなら川房住民の同意を得てほしい。我々の考えをどう思うか。

回答 1 5 : 同意を得てほしいという思いは同じです。特定避難勧奨地点の解除になった時も様々な議論がありました。これからも皆さんとこのような話をしていきますが、こういうところで一律に解除しますという話にはなりません。だから、来月にも市民説明会を開き、9月以降は皆さんのところに直接話に行き、今の段階での説明と9月段階の説明、10月段階での説明を丁寧に話合いをしていきます。それでも、そんなことは駄目だという人もいれば、やむを得ないという人もいます。それをやり続け、それでも皆が同意をしないとできないと言われれば絶対にできないと思います。

質問 1 6 : 市長のビジョンの中で、賠償の28年3月までの一括払いを求める項目と市内の除染を進めて年間1ミリシーベルトを目指すとするが、これは実行するのか。

回答 1 6 : 実行するために今やっています。
最初の年間1ミリシーベルトの話は、文科省が学校内の子ども達に対して年間1ミリを目指すと言ったことから始まっています。学校内の話が、一般生活全ての話になっています。国が一度言ってしまうと、そのようになってしまいます。仮に、20ミリ以下は安全ですと言い続け

れば、皆そのようになってしまいます。我々が一時期20ミリから1ミリになった時、どうやって住民に説明できたと思いますか。こちらは、何も説明する安全の根拠も材料もありませんでした。言った以上は、そこを目指して努力しています。

一括賠償は、25年12月の段階で浪江や富岡が6分の5をもらっている経緯で、差別をしないよう宣言したことで、6分の5まで支払われる経過となりました。12市町村の首長会議でも、本市や川俣町の古川町長、飯舘村の菅野村長と言っていますが、早く一律に賠償してもらえれば皆不満も持たないと声を出し続けています。

質問17： 川房行政区は、同じ小高区の中でも線量が高い地域だ。解除されて戻れと言われても、戻りたくても戻れない理由は放射線だ。この前、川房で不審者が亡くなったが、怖くて安心安全でない。この工程表を見ても、29年くらいまでかかると思うが、正直どう思うか。

回答17： 皆さんの気持ちも含めて、例えば仮設焼却炉を作らせていただいた下蛸沢地区の皆さんも、この焼却が続く限り帰還することはなかなか難しいと思っています。心情的に理解できますし、それを解除したからすぐ戻りなさいという話にはなりません。ただし、我々の仕事としては、戻りたい人に対して戻れる環境を提供するのが仕事ですので、それを来年の3月までにやりきる努力をしています。